

# 都市公園における公園施設

■ 都市公園に設置することが出来る公園施設は、都市公園法第2条、都市公園法施行令第5条、都市公園法施行規則第1条、第1条の2及び第1条の3に定められている。

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の 種類	園路 広場	植栽	休憩所	ぶらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台
		芝生	ベンチ	滑り台	陸上競技場	温室	飲食店	さく	集会所
		花壇	野外卓	シーソー	サッカー場	分区園	宿泊施設	管理事務所	備蓄倉庫
		いけがき	ピクニック場	ジャングルジム	ラグビー場	動物園	駐車場	詰所	[耐震性貯水槽]
		日陰だな	キャンプ場	ラダー	テニスコート	動物舎	園内移動用施設	倉庫	[放送施設]
		噴水		砂場	バスケットボール場	水族館	便所	車庫	[情報通信施設]
		水流	その他これらに類するもの(※1)	徒渉池	バレーボール場	自然生態園	荷物預り所	材料置場	[ヘリポート]
		池		舟遊場	ゴルフ場	野鳥観察所	時計台	苗畑	[係留施設]
		滝		魚つり場	ゲートボール場	動植物の保護繁殖施設	水飲場	掲示板	[発電施設]
		つき山		メリーゴーランド	水泳プール	野外劇場	手洗場	標識	[延焼防止のための散水施設]
彫像		遊戯用電車	温水利用型健康運動施設	野外音楽堂	その他これらに類するもの(※1)	照明施設	ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む)	※ [ ] 内は省令で定めている施設	
灯籠		野外ダンス場	リハビリテーション用運動施設	図書館			くず箱		
石組			ポート場	陳列館					
飛石			その他これらに類するもの(※1)	スケート場	天体・気象観測施設			水道	
その他これらに類するもの				スキー場	体験学習施設			井戸	
				相撲場	記念碑			暗渠	
				弓場	その他これらに類するもの(※1)			水門	
				乗馬場				雨水貯留施設	
				鉄棒				水質浄化施設	
				つり輪				護岸	
				その他これらに類するもの(※1)	遺跡等(※2) (古墳、城跡等)			擁壁	
				これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)				発電施設 (環境への負荷の低減に資するもの)	
								その他これらに類するもの(※1)	

赤字：補助対象施設

※1 補助対象となる「その他これらに類するもの」は補助対象施設に位置付けられた公園施設にのみ適用される。

※2 補助対象は、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの（認定歴史的風致維持向上計画にその新設又は改築が定められたものに限る。）